

平成22年10月19日

中央労働委員会事務局
第三部会担当審査総括室
審査官 瀬野 康夫
電話 03-5403-2265

報道関係者各位

**佐川急便不当労働行為再審査事件
(中労委平成21年(不再)第23号) 命令書交付について**

中央労働委員会第三部会(部会長 赤塚信雄)は、平成22年10月18日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

命令のポイント

～ 組合に加盟していた労働者が退職し、会社に組合員が存在しなくなっても、退職前に申し入れられた団交に会社の応諾義務がなくなるわけではないとした事案 ～

組合員の退職前に組合から団交申し入れを受け、会社がこれを拒否している間にその組合員が退職した場合でも、申し入れられた団交議案のうち未払残業代の件は義務的団交事項に当たるのは明らか。この問題は未解決のままであり、元組合員の救済に関し、団交を行う利益が失われたとは言えず、会社には団交に応じる義務がある。

I 当事者等

- ・再審査申立人 : 佐川急便株式会社(「会社」)(京都府京都市)
従業員約36,000名(平成20年3月現在)
- ・再審査被申立人 : スクラムユニオン・ひろしま(「組合」)(広島県広島市)
組合員約150名(平成20年4月現在)

II 事案の概要

- 1 本件は、会社が、①組合に対し、労組法上の労働組合であることの証明を求めるなどして団交の開催を引き延ばし、また、開催された団交に誠実に応じなかったこと、②病欠休業中の組合員Kに対し、職場復帰を強要したこと及び同人の休業補償給付支給請求に係る手続きを遅延させたこと、③組合分会長Nに対し、傷病手当金支給申請に係る手続きを遅延させたことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件である。
- 2 初審広島県労働委員会は、上記1①は団交拒否に該当し、組合が申し入れた団体交渉への誠実応諾を命じ、その余の申立てを棄却する命令を発したところ、会社は、初審命令中、救済を命じた部分を不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文(初審命令主文を一部変更)

団交申し入れ議題のうち、未払残業代に関する議題に係る団交応諾。

2 判断の要旨

- (1) 団体交渉申し入れ及び本件団交における会社の対応について

ア(ア) 会社は、従業員が組合に加入していることが明らかであるにもかかわらず、組合加入者について問いただし、また、組合の組織運営に関する問題について明らかにすることなど、団体交渉への応諾の判断に直接関係ない事項を求めており、組合の申し入れに誠実な態度をとったとは認められない。

(イ) 会社は、団交ルールが確立していなければ団交を行うことができないという状況にあったというわけではないにもかかわらず、団交ルールの確立に拘泥するなど、適切でない対応を行っており、組合の申し入れに対して、誠実に対応しようとしたものとはいえない。

イ 組合が団交の席を立ったのは、会社には誠実に団交を行う意思がないと判断したことによるものであり、組合側から団交を打ち切ったといえない。会社は団交ルールとなっていなかった団交出席者の事前通知がなかったことをことさら取り上げて、謝罪か出席していた組合員の退席かを団交実施の条件とし、これが容れられなければ団交には応じないとの姿勢であった。したがって、本件団交における会社の対応は、不誠実であったといわざるを得ない。

ウ 以上のおりであるから、組合の団交申し入れに対する会社の一連の対応は、団交申し入れに誠実に対応しようとしたものとはいえない。また、本件団交については、会社が団交に誠実に応じようとしていたとは認められない。したがって、会社のこれらの行為は労組法第7条2号に該当する不当労働行為である。

(2) 被救済利益の有無について

現に雇用される労働者である組合員が会社に1人もいなくなったとしても、組合員が存在していた時期に申し入れられていた団交について、使用者の団交応諾義務が当然に消滅すると解することはできない。被救済利益は、救済命令発出の時点において救済を行うことが必要である場合において認められる。本件組合が申し入れた団交議題のうち、未払残業代の件については、義務的団交事項にあたることは明らかであり、同問題は未解決のままであるから被救済利益が喪われたとはいえない。また、現在訴訟が係属していることを理由に団交応諾義務を免れることはできない。

[参考]

初審救済申立日 平成20年4月17日(広島県労委平成20年(不)第1号)

初審命令交付日 平成21年7月3日

再審査申立日 平成21年7月14日 平成21年(不再)第23号